

平 成 25 年

第 5 回 可 児 市 議 会 定 例 会 議 案

平成25年11月27日

## 目 次

議案第61号	平成25年度可児市一般会計補正予算（第2号）について	1
議案第62号	平成25年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第1号）について	1
議案第63号	平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）について	2
議案第64号	消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3
議案第65号	可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第66号	可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第67号	可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第68号	可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第69号	請負契約の変更について	32
議案第70号	請負契約の変更について	33
議案第71号	旧慣による公有財産の使用廃止について	34
議案第72号	区域外における公の施設の設置に関する協議について	35

議案第61号

平成25年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

平成25年度可児市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第62号

平成25年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第63号

平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）について

平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第64号

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

第1条 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(昭和57年可児市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(使用料の額等)		(使用料の額等)	
<p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、土地の使用において、使用期間が1箇月未満の場合の使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>		<p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、土地の使用において、使用期間が1箇月未満の場合の使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
種別	使用の目的	種別	使用の目的
(略)		(略)	
建物	可児市(1) 食堂、喫茶	建物	可児市(1) 食堂、喫茶
	1箇月 52,500円		1箇月 54,000円
	庁舎 (略)		庁舎 (略)
	可児市 (略)		可児市 (略)

総合会館	(2) 会議室	3階第1会議室	1時間	310円
		(略)		
(略)				
可児市 (略)				
総合会館分室	(2) 会議室	第1会議室	1時間	310円
		(略)		
		研修室	1時間	310円
		大会議室	1時間	520円
(略)				
(略)				

(注)  
1 及び 2 (略)

総合会館	(2) 会議室	3階第1会議室	1時間	320円
		(略)		
(略)				
可児市 (略)				
総合会館分室	(2) 会議室	第1会議室	1時間	320円
		(略)		
		研修室	1時間	320円
		大会議室	1時間	540円
(略)				
(略)				

(注)  
1 及び 2 (略)

(可児市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正)  
第2条 可児市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年可児町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
施設名・利用区分		時間帯区分		時間帯区分		時間帯区分	
		6時～19時 (1時間につき)	19時～21時 (1時間につき)	6時～19時 (1時間につき)	19時～21時 (1時間につき)		
運動場	全面使用	420円	2,100円	全面使用	430円	2,160円	
	(略)						
施設名・利用区分		時間帯区分		時間帯区分		時間帯区分	
		8時～22時 (1時間につき)		8時～22時 (1時間につき)			
体育館・格技室	全面使用	420円		全面使用	430円		
	(略)						
備考 1 及び 2 (略)				備考 1 及び 2 (略)			

(可児市公民館条例の一部改正)  
第3条 可児市公民館条例(昭和39年可児町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置)	(設置)

第1条 (略)

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
姫治公民館	(略)
姫治公民館分館	可見市下切1479番地2
(略)	

別表 (第7条関係)

公民館使用料金限度額

部屋	使用料 (1時間につき)
大会議室	310円
(略)	
料理室	310円
視聴覚室	310円
工作室	310円
音楽室	310円
(略)	
和室	310円
体育室	630円
ホール	460円

備考

1 及び 2 (略)

第1条 (略)

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
姫治公民館	(略)
(略)	

別表 (第7条関係)

公民館使用料金限度額

部屋	使用料 (1時間につき)
大会議室	320円
(略)	
料理室	320円
視聴覚室	320円
工作室	320円
音楽室	320円
(略)	
和室	320円
体育室	640円
ホール	470円

備考

1 及び 2 (略)

(可児市陶芸苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 可児市陶芸苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年可児市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 (第6条関係)			別表 (第6条関係)		
施設	(略)	使用料	施設	(略)	使用料
(略)			(略)		
茶室	(略)	420円	茶室	(略)	430円
備考 (略)			備考 (略)		

(可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
(レストラン等の使用料)							(レストラン等の使用料)								
第20条 (略)							第20条 (略)								
2 前項の使用料は、次のとおりとし、当月分を前月末日までに支払うものとする。							2 前項の使用料は、次のとおりとし、当月分を前月末日までに支払うものとする。								
レストラン 1箇月 <u>157,500円</u>							レストラン 1箇月 <u>162,000円</u>								
自動販売機置場 1平方メートルにつき 1箇月 210円							自動販売機置場 1平方メートルにつき 1箇月 210円								
別表（第8条、第13条関係）							別表（第8条、第13条関係）								
センター施設利用料金限度額							センター施設利用料金限度額								
区分	利用料金（円）						区分	利用料金（円）							
	午前	午後	夜間	午前と午後	午後と夜間	全日		午前	午後	夜間	午前と午後	午後と夜間	全日		
(略)							(略)								
主 劇 場	入場料の額（1人当たり。以下同じ。）が1,000円以下の場合	18,700	32,700	42,100	46,800	70,200	89,000	主 劇 場	入場料の額（1人当たり。以下同じ。）が1,000円以下の場合	19,200	33,600	43,300	48,100	72,200	91,500
	入場料の額が1,000円を超え4,000円以下の場合	37,400	65,400	84,200	93,600	140,400	178,000	主 劇 場	入場料の額が1,000円を超え4,000円以下の場合	38,400	67,200	86,600	96,200	144,400	183,000
	入場料の額が4,000円を超える場合	56,100	98,100	126,300	140,400	210,600	267,000	主 劇 場	入場料の額が4,000円を超える場合	57,700	100,900	129,900	144,400	216,600	274,600
小 劇 場	入場料の額が1,000円以下の場合	7,200	12,600	16,300	18,100	27,100	34,400	小 劇 場	入場料の額が1,000円以下の場合	7,400	12,900	16,700	18,600	27,800	35,300
	入場料の額が1,000円を超え4,000円以下の場合	14,400	25,200	32,600	36,200	54,200	68,800	小 劇 場	入場料の額が1,000円を超え4,000円以下の場合	14,800	25,900	33,500	37,200	55,700	70,700



	下の場合						
	入場料の額が	21,600	37,800	48,900	54,300	81,300	103,200
	4,000円を超える場合						
音	入場料の額が	(略)		3,900	4,300	6,500	8,200
楽	1,000円以下						
ロ	の場合						
フ	入場料の額が	(略)	6,000	7,800	8,600	13,000	16,400
ト	1,000円を超える場合						
演	入場料の額が	(略)		4,200	4,600	7,000	8,800
劇	1,000円以下						
ロ	の場合						
フ	入場料の額が	3,600	6,400	8,400	9,200	14,000	17,600
ト	1,000円を超える場合						
美	(略)						
術	入場料の額が	(略)	3,600	4,600	5,200	7,800	9,800
ロ	1,000円以下						
フ	の場合						
ト	入場料の額が	4,000	7,200	9,200	10,400	15,600	19,600
	1,000円を超える場合						
演	入場料の額が	(略)					3,600
劇	1,000円以下						
練	の場合						
習	入場料の額が	(略)		3,800	5,600	7,200	
室	1,000円を超える場合						
映	入場料の額が	(略)	4,900	6,300	7,000	10,600	13,400
像	1,000円以下						
シ	の場合						
ア	入場料の額が	5,600	9,800	12,600	14,000	21,200	26,800
タ	1,000円を超える場合						
一							
水	(略)						
と	入場料の額が	18,000	24,000	27,000	39,900	48,400	65,500
緑	1,000円を超える場合						
の							

	下の場合						
	入場料の額が	22,200	38,800	50,200	55,800	83,600	106,100
	4,000円を超える場合						
音	入場料の額が	(略)		4,000	4,400	6,600	8,400
楽	1,000円以下						
ロ	の場合						
フ	入場料の額が	(略)	6,100	8,000	8,800	13,300	16,800
ト	1,000円を超える場合						
演	入場料の額が	(略)		4,300	4,700	7,200	9,000
劇	1,000円以下						
ロ	の場合						
フ	入場料の額が	3,700	6,500	8,600	9,400	14,400	18,100
ト	1,000円を超える場合						
美	(略)						
術	入場料の額が	(略)	3,700	4,700	5,300	8,000	10,000
ロ	1,000円以下						
フ	の場合						
ト	入場料の額が	4,100	7,400	9,400	10,600	16,000	20,100
	1,000円を超える場合						
演	入場料の額が	(略)					3,700
劇	1,000円以下						
練	の場合						
習	入場料の額が	(略)		3,900	5,700	7,400	
室	1,000円を超える場合						
映	入場料の額が	(略)	5,000	6,400	7,200	10,900	13,700
像	1,000円以下						
シ	の場合						
ア	入場料の額が	5,700	10,000	12,900	14,400	21,800	27,500
タ	1,000円を超える場合						
一							
水	(略)						
と	入場料の額が	18,500	24,600	27,700	41,000	49,700	67,300
緑	1,000円を超える場合						
の							

広 (略)					
場					
区分	利用料金 (円)				
	(略)	午前と 午後	午後と 夜間	全日	
	(略)				
ミキシングルーム・スタジオ	(略)	7,600	9,000	12,800	
映像編集室・スタジオ	(略)	7,600	9,000	12,800	
音楽練習室①	(略)	7,600	9,000	12,800	
音楽練習室②	(略)	7,600	9,000	12,800	
音楽練習室③	(略)	7,600	9,000	12,800	
(略)					
木工	(略)				
作業室	占用して使用する 場合	(略)	7,600	9,000	12,800
ワークショップ	入場料の額が 1,000円以下の場 合	(略)		3,800	
ブルーム	入場料の額が 1,000円を超える (洋 室)	(略)	4,400	5,400	7,600
ワークショップ	入場料の額が 1,000円を超える 場合 (和 室)	(略)	3,600	5,000	
デジタルアート工房 (パソコン1台につき)	(略)	4,500	5,400	7,600	
レセプション	入場料の額が 1,000円以下の場 合	5,300	6,300	8,900	
ホール	入場料の額が 1,000円を超える 場合	10,600	12,600	17,800	

広 (略)					
場					
区分	利用料金 (円)				
	(略)	午前と 午後	午後と 夜間	全日	
	(略)				
ミキシングルーム・スタジオ	(略)	7,800	9,200	13,100	
映像編集室・スタジオ	(略)	7,800	9,200	13,100	
音楽練習室①	(略)	7,800	9,200	13,100	
音楽練習室②	(略)	7,800	9,200	13,100	
音楽練習室③	(略)	7,800	9,200	13,100	
(略)					
木工	(略)				
作業室	占用して使用する 場合	(略)	7,800	9,200	13,100
ワークショップ	入場料の額が 1,000円以下の場 合	(略)		3,900	
ブルーム	入場料の額が 1,000円を超える (洋 室)	(略)	4,500	5,500	7,800
ワークショップ	入場料の額が 1,000円を超える 場合 (和 室)	(略)	3,700	5,100	
デジタルアート工房 (パソコン1台につき)	(略)	4,600	5,500	7,800	
レセプション	入場料の額が 1,000円以下の場 合	5,400	6,400	9,100	
ホール	入場料の額が 1,000円を超える 場合	10,900	12,900	18,300	

(略)		(略)	
備品	各備品（一式）ごとに1日につき90,000円を超えない範囲において規則に定める額	備品	各備品（一式）ごとに1日につき92,500円を超えない範囲において規則に定める額
備考 1～7 (略)		備考 1～7 (略)	

(可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第6条 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
別表（第8条関係） プラザ使用料金表		別表（第8条関係） プラザ使用料金表																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地階</td> <td>工作ロフト 310円</td> </tr> <tr> <td>音楽ロフト 310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ひよっこルーム 310円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部屋	使用料（1時間につき）	地階	工作ロフト 310円	音楽ロフト 310円	二階	(略)	ひよっこルーム 310円	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地階</td> <td>工作ロフト 320円</td> </tr> <tr> <td>音楽ロフト 320円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ひよっこルーム 320円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部屋	使用料（1時間につき）	地階	工作ロフト 320円	音楽ロフト 320円	二階	(略)	ひよっこルーム 320円	(略)	
部屋	使用料（1時間につき）																						
地階	工作ロフト 310円																						
	音楽ロフト 310円																						
二階	(略)																						
	ひよっこルーム 310円																						
(略)																							
部屋	使用料（1時間につき）																						
地階	工作ロフト 320円																						
	音楽ロフト 320円																						
二階	(略)																						
	ひよっこルーム 320円																						
(略)																							

(可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)  
 第7条 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年可児町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																							
別表第1（第8条関係）		別表第1（第8条関係）																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td></td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋（1室につき）</td> <td>520円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	使用料 (1時間につき)	大ホール		1,360円	その他の部屋（1室につき）	520円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td></td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋（1室につき）</td> <td>540円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	使用料 (1時間につき)	大ホール		1,400円	その他の部屋（1室につき）	540円						
施設名	区分	使用料 (1時間につき)																							
大ホール		1,360円																							
	その他の部屋（1室につき）	520円																							
施設名	区分	使用料 (1時間につき)																							
大ホール		1,400円																							
	その他の部屋（1室につき）	540円																							
備考 (略)		備考 (略)																							
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>基本料金 (3時間以内)</th> <th>超過料金 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td></td> <td>21,000円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋（1室につき）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	基本料金 (3時間以内)	超過料金 (1時間につき)	大ホール		21,000円	10,500円	その他の部屋（1室につき）				<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>基本料金 (3時間以内)</th> <th>超過料金 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td></td> <td>21,600円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の部屋（1室につき）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分	基本料金 (3時間以内)	超過料金 (1時間につき)	大ホール		21,600円	10,800円	その他の部屋（1室につき）		
施設名	区分	基本料金 (3時間以内)	超過料金 (1時間につき)																						
大ホール		21,000円	10,500円																						
	その他の部屋（1室につき）																								
施設名	区分	基本料金 (3時間以内)	超過料金 (1時間につき)																						
大ホール		21,600円	10,800円																						
	その他の部屋（1室につき）																								

その他の部屋（1室につき）	5,250円	2,620円	その他の部屋（1室につき）	5,400円	2,700円		
備考（略）			備考（略）				
別表第3（第8条関係）			別表第3（第8条関係）				
施設名	区分	冷暖房設備の使用 （1時間につき）	その他設備の使用	施設名	区分	冷暖房設備の使用 （1時間につき）	その他設備の使用
大ホール		2,360円	各設備ごとに1日につき	大ホール		2,430円	各設備ごとに1日につき
その他の部屋 （1室につき）		570円	2,100円を超えない範囲に おいて規則に定める額	その他の部屋 （1室につき）		590円	2,160円を超えない範囲に おいて規則に定める額
備考（略）			備考（略）				

（可児市総合会館大ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 可児市総合会館大ホールの設置及び管理に関する条例（昭和61年可児市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
(1) 次号以外の使用の場合	(1時間につき) 1,360円		(1) 次号以外の使用の場合	(1時間につき) 1,400円	
(2) 入場料（これに類する費用を含む。）を徴し、又は営利を目的として使用する場合	基本料金（3時間以内） 21,000円	超過料金（1時間につき） 10,500円	(2) 入場料（これに類する費用を含む。）を徴し、又は営利を目的として使用する場合	基本料金（3時間以内） 21,600円	超過料金（1時間につき） 10,800円
(3) 付属設備使用料	冷暖房設備	(1時間につき) 2,360円	(3) 付属設備使用料	冷暖房設備	(1時間につき) 2,430円
	音響設備	(1回につき) 520円		音響設備	(1回につき) 540円
備考（略）			備考（略）		

（可児市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 可児市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年可児市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後			
別表（第10条関係） センター使用料		別表（第10条関係） センター使用料			
施設名	区分	使用料（1時間につき）	施設名	区分	使用料（1時間につき）

体育室兼多目的ホール	全面	460円	体育室兼多目的ホール	全面	470円
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
研修室		310円	研修室		320円
視聴覚室		310円	視聴覚室		320円
和室		310円	和室		320円
備品	各備品（一式）ごとに1日につき2,100円を超えない範囲において規則に定める額		備品	各備品（一式）ごとに1日につき2,160円を超えない範囲において規則に定める額	
備考 1及び2 (略)			備考 1及び2 (略)		

(可児市多文化共生センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 可児市多文化共生センターの設置及び管理に関する条例（平成19年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第8条、第13条関係） センター施設利用料金限度額		別表（第8条、第13条関係） センター施設利用料金限度額	
施設名	利用料金限度額（1時間につき）	施設名	利用料金限度額（1時間につき）
第1研修室	260円	第1研修室	270円
第2研修室	260円	第2研修室	270円
第3研修室	260円	第3研修室	270円
備考 1及び2 (略)		備考 1及び2 (略)	

(可児市市民公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 可児市市民公園の設置及び管理に関する条例（平成8年可児市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第9条関係） (1) 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合			別表（第9条関係） (1) 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合		
区分	(略)	金額	区分	(略)	金額
業として行う写真撮影		1,020円	業として行う写真撮影		1,040円
業として行う映画撮影		10,190円	業として行う映画撮影		10,480円

(略)				(略)			
物品販売その他これに類するもの	(略)		1,020円	物品販売その他これに類するもの	(略)		1,040円
(略)				(略)			
備考 (略) (2)及び(3) (略)				備考 (略) (2)及び(3) (略)			

(可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第12条 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次の表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>市の指定するシール1枚につき500円</td> </tr> <tr> <td>がれき類 (1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。)</td> <td>500キログラムにつき520円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	廃棄物の種類	手数料	(略)		粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき500円	がれき類 (1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。)	500キログラムにつき520円	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次の表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>市の指定するシール1枚につき510円</td> </tr> <tr> <td>がれき類 (1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。)</td> <td>500キログラムにつき530円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	廃棄物の種類	手数料	(略)		粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき510円	がれき類 (1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。)	500キログラムにつき530円
廃棄物の種類	手数料																
(略)																	
粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき500円																
がれき類 (1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。)	500キログラムにつき520円																
廃棄物の種類	手数料																
(略)																	
粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき510円																
がれき類 (1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。)	500キログラムにつき530円																

(可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例（平成18年可児市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額</p>

は、切り捨てる。)とする。 2 (略)	は、切り捨てる。)とする。 2 (略)
------------------------	------------------------

(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成元年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。 2 (略)	(使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。 2 (略)

(可児市道路占用料徴収条例の一部改正)

第15条 可児市道路占用料徴収条例(昭和57年可児市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1箇月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。 3及び4 (略)	(占用料の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1箇月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。 3及び4 (略)

(可児市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第16条 可児市河川占用料等徴収条例(平成11年可児市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

(占用料等の額)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、占用等の期間が1箇月未満の場合の土地占用料の額は、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

別表第2 (第3条関係)

河川産出物採取料金表

種別	(略)	河川産出物採取料の額
砂利		210円
砂		210円
土砂		210円
れき(栗石)(径が5cm以上15cm未満のもの)		210円
玉石(径が15cm以上30cm未満のもの)		168円
転石(岩石を含む径が30cm以上のもの)		168円
粘質土(堤防土及び肥料土を含む)		210円
(略)		

備考

1及び2 (略)

別表第3 (第3条関係)

流水占用料金表(発電のための流水の占用を除く。)

種別	(略)	流水占用料の額 (年額)
鉱工業の用に供するもの		3,860円
製材業、製陶業等の水車の用に供するもの		390円
(略)		

備考

(占用料等の額)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、占用等の期間が1箇月未満の場合の土地占用料の額は、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

別表第2 (第3条関係)

河川産出物採取料金表

種別	(略)	河川産出物採取料の額
砂利		216円
砂		216円
土砂		216円
れき(栗石)(径が5cm以上15cm未満のもの)		216円
玉石(径が15cm以上30cm未満のもの)		172円
転石(岩石を含む径が30cm以上のもの)		172円
粘質土(堤防土及び肥料土を含む)		216円
(略)		

備考

1及び2 (略)

別表第3 (第3条関係)

流水占用料金表(発電のための流水の占用を除く。)

種別	(略)	流水占用料の額 (年額)
鉱工業の用に供するもの		3,974円
製材業、製陶業等の水車の用に供するもの		399円
(略)		

備考



1～3 (略)	1～3 (略)
---------	---------

(可児市都市公園条例の一部改正)

第17条 可児市都市公園条例（昭和57年可児市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
別表（第9条関係） 使用料	別表（第9条関係） 使用料																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商その他これらに類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">105円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(略)	金額	行商その他これらに類するもの		210円	興行		2,100円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		105円	(略)			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商その他これらに類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">216円</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,160円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">108円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(略)	金額	行商その他これらに類するもの		216円	興行		2,160円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		108円	(略)		
区分	(略)	金額																													
行商その他これらに類するもの		210円																													
興行		2,100円																													
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		105円																													
(略)																															
区分	(略)	金額																													
行商その他これらに類するもの		216円																													
興行		2,160円																													
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		108円																													
(略)																															

(可児市下水道条例の一部改正)

第18条 可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(使用料の算定方法)	(使用料の算定方法)		
<p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第25条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 占用期間が1箇月未満の場合の占用料の額は、月割で算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金</p>	(略)	<p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第25条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 占用期間が1箇月未満の場合の占用料の額は、月割で算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金</p>	(略)
(略)			
(略)			

<p>額は切り捨てる。)とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>額は切り捨てる。)とする。</p> <p>4 (略)</p>
-----------------------------------	-----------------------------------

(可児市水道事業給水条例の一部改正)

第19条 可児市水道事業給水条例(昭和51年可児町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改 正 前							改 正 後							
別表第1 (第26条関係)							別表第1 (第26条関係)							
メーター の口径	基本料金 (1箇月 につき)	水量料金 (1箇月につき)					メーター の口径	基本料金 (1箇月 につき)	水量料金 (1箇月につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	
		(略)							(略)					
ミリメ トル	円	円	円	円	円	円	ミリメ トル	円	円	円	円	円	円	円
13	556.5	110.25	168	199.5	225.75	236.25	13	572.4	113.4	172.8	205.2	232.2	243	
20	1,291.5						20	1,328.4						
25	2,100	199.5	199.5				25	2,160	205.2	205.2				
30	3,045						30	3,132						
40	6,195						40	6,372						
50	11,025	225.75	225.75	225.75			50	11,340	232.2	232.2	232.2			
75	24,255						75	24,948						
100	39,375						100	40,500						
150	84,525						150	86,940						
別表第2 (第32条関係)							別表第2 (第32条関係)							
給水装置のメーターの口径		分担金					給水装置のメーターの口径		分担金					
13ミリメートル		191,100円					13ミリメートル		196,560円					
20ミリメートル		301,350円					20ミリメートル		309,960円					
25ミリメートル		970,200円					25ミリメートル		997,920円					
30ミリメートル		1,560,300円					30ミリメートル		1,604,880円					
40ミリメートル		2,966,250円					40ミリメートル		3,051,000円					
50ミリメートル		4,413,150円					50ミリメートル		4,539,240円					
75ミリメートル		7,605,150円					75ミリメートル		7,822,440円					
100ミリメートル		12,517,050円					100ミリメートル		12,874,680円					
150ミリメートル		17,196,900円					150ミリメートル		17,688,240円					
別表第3 (第33条関係)							別表第3 (第33条関係)							

種類	(略)	手数料
中止再開手数料		5,250円
(略)		

種類	(略)	手数料
中止再開手数料		5,400円
(略)		

(可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部改正)

第20条 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例（昭和59年可児市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第16条 使用料は、次の各号に定めるところにより1箇月ごとに算定した額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第16条 使用料は、次の各号に定めるところにより1箇月ごとに算定した額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第21条 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																														
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名・使用区分</th> <th rowspan="2">使用料区分</th> <th>使用料</th> <th>照明使用</th> </tr> <tr> <th>(1時間につき)</th> <th>(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可児市運動公園グラウンド</td> <td>全面使用</td> <td>1,260円</td> <td>2,940円</td> </tr> <tr> <td>2分の1面使用</td> <td>630円</td> <td>1,470円</td> </tr> <tr> <td>塩河公園グラウンド</td> <td rowspan="4">全面使用</td> <td rowspan="4">630円</td> <td>1,470円</td> </tr> <tr> <td>広見市民グラウンド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫治市民グラウンド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坊主山市民グラウンド</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施設名・使用区分	使用料区分	使用料	照明使用	(1時間につき)	(1時間につき)	可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,260円	2,940円	2分の1面使用	630円	1,470円	塩河公園グラウンド	全面使用	630円	1,470円	広見市民グラウンド		姫治市民グラウンド		坊主山市民グラウンド		<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名・使用区分</th> <th rowspan="2">使用料区分</th> <th>使用料</th> <th>照明使用</th> </tr> <tr> <th>(1時間につき)</th> <th>(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可児市運動公園グラウンド</td> <td>全面使用</td> <td>1,290円</td> <td>3,020円</td> </tr> <tr> <td>2分の1面使用</td> <td>640円</td> <td>1,510円</td> </tr> <tr> <td>塩河公園グラウンド</td> <td rowspan="4">全面使用</td> <td rowspan="4">640円</td> <td>1,510円</td> </tr> <tr> <td>広見市民グラウンド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫治市民グラウンド</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坊主山市民グラウンド</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施設名・使用区分	使用料区分	使用料	照明使用	(1時間につき)	(1時間につき)	可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,290円	3,020円	2分の1面使用	640円	1,510円	塩河公園グラウンド	全面使用	640円	1,510円	広見市民グラウンド		姫治市民グラウンド		坊主山市民グラウンド	
施設名・使用区分			使用料区分	使用料	照明使用																																										
	(1時間につき)	(1時間につき)																																													
可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,260円	2,940円																																												
	2分の1面使用	630円	1,470円																																												
塩河公園グラウンド	全面使用	630円	1,470円																																												
広見市民グラウンド																																															
姫治市民グラウンド																																															
坊主山市民グラウンド																																															
施設名・使用区分	使用料区分	使用料	照明使用																																												
		(1時間につき)	(1時間につき)																																												
可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,290円	3,020円																																												
	2分の1面使用	640円	1,510円																																												
塩河公園グラウンド	全面使用	640円	1,510円																																												
広見市民グラウンド																																															
姫治市民グラウンド																																															
坊主山市民グラウンド																																															

施設名・使用区分	使用料区分	使用料 (1時間につき)	照明使用料 (1時間につき)	(略)
可児市運動公園テニスコート	コート1面使用	420円	520円	
鳴子近隣公園テニスコート				

施設名・使用区分	使用料区分	使用料 (1時間につき)	照明使用料 (1時間につき)	(略)
可児市運動公園テニスコート	コート1面使用	430円	540円	
鳴子近隣公園テニスコート				

施設名・使用区分	時間帯区分	6時～22時 (1時間につき)
可児市運動公園第1弓道場	全面使用	630円
	2分の1面使用	310円
可児市運動公園第2弓道場	全面使用	310円

施設名・使用区分	時間帯区分	6時～22時 (1時間につき)
可児市運動公園第1弓道場	全面使用	640円
	2分の1面使用	320円
可児市運動公園第2弓道場	全面使用	320円

施設名	使用・使用者区分	ウエイトリフ ティンク場 (1時間につき)	トレーニング室	
			一般	高校生以下
可児市運動公園ウエイトリフティンク場		480円	1回につき 300円	(略)
			回数券(6回分) 1,500円	回数券(6回分) 750円
			回数券(20回分) 3,600円	回数券(20回分) 1,800円

施設名	使用・使用者区分	ウエイトリフ ティンク場 (1時間につき)	トレーニング室	
			一般	高校生以下
可児市運動公園ウエイトリフティンク場		490円	1回につき 310円	(略)
			回数券(6回分) 1,540円	回数券(6回分) 770円
			回数券(20回分) 3,700円	回数券(20回分) 1,850円

施設名	使用区分	馬場(1時間につき)	(略)
可児市運動公園馬事公苑		練習馬1頭 170円	

施設名	使用区分	馬場(1時間につき)	(略)
可児市運動公園馬事公苑		練習馬1頭 180円	

施設名・使用区分	使用者区分	団体(1時間につき)	(略)

施設名・使用区分	使用者区分	団体(1時間につき)	(略)

可児市B & G 海洋 センター	体育館	(略)	全面使用	630円	可児市B & G 海洋 センター	体育館	(略)	全面使用	640円
			3分の2面使用	420円				3分の2面使用	430円
			2分の1面使用	310円				2分の1面使用	320円
			(略)					(略)	
(略)					(略)				
備考					備考				
1～6 (略)					1～6 (略)				
附 則					附 則				
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。					1 この条例は、平成26年4月1日（以下「 <u>施行日</u> 」という。）から施行する。				
2 この条例による改正後の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の <u>日前</u> においても行うことができる。					2 この条例による改正後の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「 <u>新条例</u> 」という。）の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。				
					3 <u>新条例別表の規定は、施行日以後に受理された使用許可申請に係る使用料について適用し、施行日前に受理された使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。</u>				

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中可児市公民館条例第1条第2項の改正規定及び第21条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この条例による改正後の各条例の規定（可児市公民館条例第1条第2項の規定、可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項の規定、可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例第17条第1項の規定、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定、可児市下水道条例第18条第1項の規定、可児市水道事業給水条例別表第1から別表第3までの規定、可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例第16条第1項の規定及び可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の規定を除く。）は、施行日以後に受理された使用許可申請又は占有許可申請（以下「申請等」という。）に係る使用料、利用料金又は占有料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に受理された申請等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例による改正後の可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項の規定は、施行日以後の収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）に係る手数料について適用し、施行日前の収集等に係る手数料については、なお従前の例による。

(可児市水道事業給水条例等の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例による改正後の可児市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）別表第1の規定は、平成26年4月の定例日（同条例第27条に規定する定例日をいう。以下「定例日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用する。

2 改正後の給水条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に受けた給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込み及び手数料の徴収を伴う申込み（以下「申込み」という。）に係る分担金及び手数料（以下「分担金等」という。）について適用し、施行日前に受けた申込みに係る分担金等については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例第17条第1項の規定、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定及び可児市下水道条例第18条第1項の規定は、平成26年4月の定例日以後の使用に係る使用料から適用する。

4 この条例の施行日の属する月の前1月から施行日の前日までに、この条例による改正後の可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例第18条第1項第1号、可児市下水道条例第19条第1項第1号（可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第16条において準用する場合を含む。）又は可児市水道事業給水条例第29条第1号の規定に該当するときの各条例の規定による使用料又は水道料金の算定については、各号中「翌々月分」とあるのは、「翌月分」と読み替えるものとする。

(可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例による改正後の可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例第16条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用する。

議案第65号

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例

可児市児童発達支援センター設置条例（昭和59年可児市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 発達に何らかの障がい又は遅れのある児童に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の獲得、集団生活への適応等への支援を行うため、本市に児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 発達に何らかの障がい又は遅れのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練並びに相談支援を行うため、本市に児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援事業</u>を行う。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、<u>次の各号に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）</u></p> <p>(2) <u>法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び</u></p>

<p>(事業の対象となる児童)</p> <p>第5条 前条の事業の対象となる児童は、<u>法第4条第2項に規定する障害児のうち通所による支援が適当と認められる乳幼児とする。</u>ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p>	<p><u>社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</u></p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 センターを利用することができる者は、<u>次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u>ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>児童発達支援 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの児童及びその保護者</u></p> <p>(2) <u>障害児相談支援及び特定相談支援事業 中学校就学の始期に達するまでの児童及びその保護者</u></p>
--	--

附 則  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第66号

可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

可児市子どものいじめの防止に関する条例（平成24年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 (略) (1) <u>いじめ</u> 子どもが一定の人間関係のある者から、 <u>心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいいます。</u> (2) 子ども 小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者をいいます。 (3) <u>学校</u> 市内の小学校及び中学校並びに中学校組合立共和中学校をいいます。 (4) (略)	(用語の定義) 第2条 (略) (1) <u>いじめ</u> 子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う <u>心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。</u> (2) 子ども 小学生、 <u>中学生及び高校生</u> 並びにこれらに準ずる者をいいます。 (3) <u>市立学校</u> 可児市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年可児町条例第9号）第1条に規定する小学校及び中学校をいいます。 (4) <u>その他の学校</u> 市内の小学校、中学校及び高等学校で、前号に規定する市立学校以外のものをいいます。 (5) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。

2 (略)

(学校の責務)

第5条 学校は、子どものいじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じなければなりません。

(市民及び事業者の責務)

第7条 (略)

2 市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めなければなりません。

3 (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(基本理念)

第3条 市、市立学校、その他の学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。

2 (略)

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、子どものいじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じなければなりません。

(市民及び事業者の責務)

第7条 (略)

2 市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに市、市立学校、その他の学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めなければなりません。

3 (略)

(いじめ問題対策連絡協議会)

第8条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により可児市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の構成員及び協議会の会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も

(啓発及び教育)

第8条 (略)

- 2 学校は、子どもがいじめをなくすために主体的な行動をとることができるよう、子どもに対して、人権に関する教育を行います。

(支援)

第9条 市は、子ども、保護者及び学校が行ういじめの防止及び解決に向けた取り組みを支援するために必要な体制を整えます。

- 2 学校は、子どもがより良い人間関係を構築することができるよう、それを支援するために必要な取り組みを行います。

(通報、相談等)

第10条 (略)

- 2 学校は、いじめを早期に発見し対応するために、子どもの状況を把握するとともに、子どもが安心して相談することができるような取り組みを行います。

(いじめ防止専門委員会の設置)

第11条 市は、通報又は相談を受けたいじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、調整等を行うため、可児市いじめ防止専門委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(委員会の所掌事務等)

第12条 (略)

同様とします。

3 協議会の構成員その他運営に必要な事項は規則で定めます。

(啓発及び教育)

第9条 (略)

- 2 市立学校は、子どもがいじめをなくすために主体的な行動をとることができるよう、子どもに対して、人権に関する教育を行います。

(支援)

第10条 市は、子ども、保護者及び市立学校が行ういじめの防止及び解決に向けた取り組みを支援するために必要な体制を整えます。

- 2 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築することができるよう、それを支援するために必要な取り組みを行います。

(通報、相談等)

第11条 (略)

- 2 市立学校は、いじめを早期に発見し対応するために、子どもの状況を把握するとともに、子どもが安心して相談することができるような取り組みを行います。

(いじめ防止専門委員会の設置)

第12条 市は、通報、相談等を受けたいじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、調整等を行うため、可児市いじめ防止専門委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(委員会の所掌事務等)

第13条 (略)

2 (略)

3 (略)

(委員会の組織等)

第13条 (略)

2 委員は、子どもの権利、発達及び心理に理解があり豊かな経験を有する者から市長が選任します。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(是正要請)

第14条 (略)

(委員会への協力)

第15条 学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、委員会の活動に協力するものとします。

2 市長は、法第28条第1項の規定による調査に並行して行う調査及び法第30条第2項の規定による調査を、委員会に行わせることができます。

3 (略)

4 (略)

(委員会の組織等)

第14条 (略)

2 委員は、子どもの権利、発達及び心理に理解があり豊かな経験を有する者から市長が委嘱します。

3 市長は、前条第2項に規定する調査において必要と認めるときは、第1項に規定する人数を超えて調査が必要な事案ごとに3人以内を委員に委嘱することができます。

4 (略)

5 第3項の規定により委嘱する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該委員の委嘱に係る事案の調査が終了するまでの期間とします。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(是正要請)

第15条 (略)

(委員会への協力)

第16条 市立学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、委員会の活動に協力するものとします。

(その他の学校等への協力要請)

第17条 市長は、その他の学校の設置者又

<p>(活動状況等の報告及び公表)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p><u>はその設置する学校に対して、第5条、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項及び第16条の市立学校に係る規定について、実施するよう協力を求めることができます。</u></p> <p>(活動状況等の報告及び公表)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>
---	---

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

可児市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市小口融資条例の一部を改正する条例

可児市小口融資条例（昭和43年可児町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1) 市内に店舗、工場又は事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）<u>第2条第2項</u>に規定する小規模企業者であって、市内で1年以上引き続き同一事業を営むもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の納付額（以下「直近市民税額」という。）があるものであって当該直近市民税額を完納しているもの又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額若しくは寡婦（寡夫）控除額を控除されたことにより直近市民税額がなかった個人</p> <p>(4) <u>前号の要件を備えるもののうち、直</u></p>	<p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1) 市内に店舗、工場又は事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）<u>第2条第3項</u>に規定する小規模企業者であって、市内で1年以上引き続き同一事業を営むもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の納付額（以下「直近市民税額」という。）があるものであって当該直近市民税額を完納しているもの<u>（当該直近市民税額が均等割のみである法人については、代表者が連帯保証人となるものに限る。）</u>又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額若しくは寡婦（寡夫）控除額を控除されたことにより直近市民税額がなかった個人</p>

近市民税額が均等割のみである法人については、代表者が連帯保証人となるものに限る。

(融資の条件)

第6条 この条例に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) 貸付形式 手形貸付、証書貸付又は手形割引 (根保証等極度額設定のある貸付形式を除く。)

(4) 貸付期間 96か月以内

(5)及び(6) (略)

(7) 連帯保証人 要しない。ただし、第4条第4号に該当する法人に融資する場合及び規則で定める場合を除く。

(8)及び(9) (略)

(審査)

第8条 委員会は、市長の諮問に応じ、融資並びにその他必要な事項について調査及び審査を行い答申するものとする。

(融資の条件)

第6条 この条例に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) 貸付形式 手形貸付、証書貸付、手形割引又は電子記録債権割引とする。ただし、極度額設定のある貸付及び割引(根保証形式のもの)を除く。

(4) 貸付期間 96箇月以内

(5)及び(6) (略)

(7) 連帯保証人 要しない。ただし、第4条第3号に規定する代表者が連帯保証人となる法人に融資する場合及び規則で定める場合を除く。

(8)及び(9) (略)

(審査)

第8条 委員会は、市長の諮問に応じ、融資その他必要な事項について調査及び審査を行い答申するものとする。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の可児市小口融資条例の規定は、施行日以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

議案第68号

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

可児市市営住宅管理条例（昭和36年可児町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第4号）の条件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）にあつては、この限りではない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者で、その障がい、次に掲げる障</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第4号）の条件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）にあつては、この限りではない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者で、その障がい、次に掲げる障</p>



<p>がいの区分に応じそれぞれ次に定める程度のもの</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 知的障がい (ii)に規定する精神障がいの程度に相当する程度</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(i)又は(ii)のいずれかに該当するもの</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者（同居者が複数の場合にあつては、いずれかの同居者）が前号イからキまでに規定するもの（同号イ(ii)に規定する1級から3級までに該当する者のうち3級（以下「精神障がい3級」という。）の程度に該当する者、同号イ(iii)に規定する程度に該当する者のうち知的障がいの程度が精神障がい3級の程度に相当する者及び同号オに規定する者を除く。）である場合 214,000円</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>がいの区分に応じそれぞれ次に定める程度のもの</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(7) 知的障がい (4)に規定する精神障がいの程度に相当する程度</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(7)又は(4)のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者（同居者が複数の場合にあつては、いずれかの同居者）が前号イからキまでに規定するもの（同号イ(4)に規定する1級から3級までに該当する者のうち3級（以下「精神障がい3級」という。）の程度に該当する者、同号イ(7)に規定する程度に該当する者のうち知的障がいの程度が精神障がい3級の程度に相当する者及び同号オに規定する者を除く。）である場合 214,000円</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

議案第69号

請負契約の変更について

平成24年9月3日議決並びに平成25年1月16日及び平成25年10月1日市長の専決処分による可児市運動公園野球場メインスタンド等建築工事の請負契約中契約の金額「254,570,400円」を「274,261,050円」に変更する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第70号

請負契約の変更について

平成24年8月15日及び平成24年12月26日議決による可児市運動公園野球場グラウンド整備工事の請負契約中契約の金額「250,244,400円」を「273,233,100円」に変更する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第71号

旧慣による公有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している北姫財産区財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 財産の所在地、地目、地積

多治見市姫町五丁目6番の一部、保安林、2,498.76㎡

多治見市姫町五丁目7番の一部、山林、71.05㎡

多治見市姫町五丁目8番1の一部、保安林、2,195.16㎡

2 廃止の理由

市道43号線道路改良事業用地として、可児市が買収するため。

議案第72号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

次のとおり多治見市に公の施設を設置する。

平成25年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- 1 公の施設の名称  
市道43号線
- 2 設置の場所  
多治見市姫町五丁目地内
- 3 設置の目的  
市道43号線を拡幅するため。
- 4 経費の負担  
可児市の負担とする。